

中小法人・個人事業者のための

# 一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

重要

## I 一時支援金の概要

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

## II 給付対象について

- ① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

## III 給付対象のポイント

- ① 給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。
- ② 本制度における「宣言地域」には、一度発令された緊急事態宣言が解除された地域も含まれます。（栃木県を含みます）
- ③ 売上が50%以上減少していても、又は、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
- ④ 一時支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。
- ⑤ 地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。

## IV 給付額

給付額＝2020年又は2019年の対象期間の合計売上一2021年の対象月の売上×3ヶ月

給付額＝中小法人等 上限60万円、個人事業者等 上限30万円

対象期間 1月～3月（※対象月は、対象期間から任意に選択した月）

## V 申請受付期間

2021年3月8日（月）～5月31日（月）

申請方法：事務局のWEBサイトから申請できます。（※郵送での申請はできません）

## VI 申請概要

- ① 事前確認の実施
  - (1) アカウント申請・登録（申請ID発番）、事前確認に必要な書類の準備
  - (2) 佐野商工会議所に事前確認の依頼・事前予約行って下さい  
（※事前に予約がない場合には、対応できかねます）
  - (3) 佐野商工会議所において、事前確認の実施・確認（事前確認通知番号を発行）  
※当所では、会員事業所に対し、事前確認を行います。  
非会員事業所については、会員登録を行った上で、事前確認を行います。
- ② 申請に関わる基本情報を記載の上で、必要書類を添付  
主な基本情報 法人名/屋号、住所、氏名、連絡先、2019年1月から2021年3月までの毎月の法定帳簿に対応した月間事業収入等（※添付が必要な書類は、専用HPでご確認下さい）

- ③ 申請ボタンを押下

## VII お問合先 一時金支援事務局 0120-211-240（受付時間8：30～19：00）